

個人での一軒家解体についての取り扱い

【家の解体は自分で行える？行えない？】

自分で所有する建物を自身で解体することは問題のない行為です。しかし、建物にアスベストが使用されている場合や重機を使用する場合は、事前の調査や資格等必要となる場合がありますのでご注意ください。

〈アスベストを使用している可能性がある場合は事前調査や届け出を〉

1975年以前に造られた建物には、アスベストを使用している可能性が高いことから、解体前にアスベストを使用しているかどうかを事前調査することが必要となっています。

アスベストを使用している建物の解体工事では、厳重かつ確実に作業基準に則った作業を行わないと、アスベスト吸引して健康被害を受ける可能性があります。アスベストを使用していることが調査でわかったら、ご自分では解体しないで専門業者に依頼することをおすすめします。

〈建築リサイクル法の申請〉

建築リサイクル法とは、一定の規模以上の建物に使用されている特定建設資材について、分別することを義務付けている法律のことです。特定建設資材にはアスファルトやコンクリート、木材といったものが該当します。

建築リサイクル法の規定に該当する場合は、事前周知報告書の提出が必要になることもあるので、事前に奥尻町役場建設水道課に確認して下さい。

〈一般廃棄物・産業廃棄物を分類し処分場への運搬方法〉

ご自身が所有する建物をご自身で解体する場合は、そこから出た廃棄物をご自身で処理する際の運搬等に関する許可は必要ありません。しかし、廃棄物の分類や区分によって違いがあるため、役場（環境センター）に確認して正しく分類する必要があります。さらに解体によって出た廃材や石こうボード・グラスウールなどは産業廃棄物とみなしております。その場合は、産業廃棄物処分許可を保有する処分業者に処分を委託しなくてはなりません。

【自分で家を解体するメリットとデメリット(リスク)】

【メリット】

- 解体費用が解体業者に依頼するよりも大幅に安くなる。
- 自分のペースで行える。

【デメリット】

- 事故やケガ、近隣になんらかの損害を与えたなどのトラブルに対する補償がない。
- 解体を行う人の力量によって、解体の進行や解体後の整地の出来栄などの差が大きい。
- 知らないうちに法令や条例に違反した工事を行ってしまう可能性がある。
- なんらかの理由で、工事の途中で業者に工事を引き継ぐ場合、解体状況によっては危険リスクの高い工事になる可能性が高い。そのため、最初から解体工事を依頼した場合の費用よりも、高額な費用となることもある。

最後に、ご自身の土木作業に関する知識やスキルの有無とその力量、解体に充てる時間の程度など様々考えて判断することが大切です。